

桜台住宅地区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、第6条に定める区域内における建築物の敷地、用途、形態及び建築設備を協定し、住宅地として健全なる生活環境を維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令338号）に定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は桜台住宅地区建築協定と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は、第6条に定める区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者または賃借権者（以下「所有者等」という）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という）

(協定の変更並びに廃止)

第5条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

2. この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(建築協定区域及び建築協定区域隣接地)

第6条 この協定の目的となる土地の区域は横浜市青葉区桜台1番地19他、別図に示す区域とする。また、建築協定区域隣接地を、上記別図中に示す区域とする。

(建築物の制限)

第7条 前条に定める区域内の建築物の敷地、用途、形態及び建築設備は、次の各号の定める基準によらなければならない。

- (1) 用途は一戸建専用住宅（親子二世帯住宅を含む）または医院併用住宅とする。ただし、住宅地として健全な生活環境を維持増進する上で支障ないものであり、かつ建築協定運営委員会（以下「委員会」という）が、横浜市建築局建築指導部建築企画課と協議の上、事前に認める建築物についてはこの限りでない。
- (2) 敷地の最小面積は130平方メートルとする。ただし、協定認可時に、この面積に満たない敷地、または前項ただし書きにより認めた建築物の敷地については、この限りではない。
- (3) 地階を除く階数は2以下とし、かつ軒の高さは6.5メートルを越えないものとする。ただし、地下車庫の上に建築する場合、平均地盤が下がるため、軒の高さが6.5メートルを越えるときは、運営委員会で検討する。
- (4) 敷地の地盤面（認可公告時のものをいう）の変更はできないものとする。ただし、自動車車庫を築造するための切土及び盛土についてはこの限りではない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から10年間とする。ただし、期間満了時までには委員会が行う継続希望調査で土地の所有者等の過半数の継続反対の意思表示がない場合は、更に10年間延長されるものとし、以後この例による。

2. この協定の有効期間内にした行為に対する第9条及び第11条の適用については、なお従前の例による。

(違反者の措置)

第9条 第7条の規定に違反した者のあった場合、委員長は委員会の決定に基き当該所有者等に対して工事施行停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があつた場合においては、当該所有者等はこれに従わなければならない。

(協定の効力の継承)

第10条 この協定の認可公告のあった日以後において、本協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、この協定は効力があるものとする。

(裁判所への提訴)

第11条 第9条第1項に規定する請求があつたにかかわらず、当該所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は当該所有者等の費用を以て第三者にこれを為させることを裁判所へ提訴するものとする。

2. 前項の提訴手続き等に要する費用は、当該所有者等の負担とする。

(運営委員会)

第12条 この協定の運営に関する事項を処理するため協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会には、次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、会計1名、委員若干名。

3. 委員は、協定者の互選による。

4. 委員長は、委員の互選とし、協定運営のための事務を総理し、協定者を代表する。

5. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

6. 副委員長は、委員長に事故あるときはこれを代理する。

7. 委員長は、必要に応じて顧問、相談役を委嘱することができる。

8. 顧問、相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

9. 委員長が変更になった場合、新たに委員長になった者は、すみやかに横浜市長にその旨を報告するものとする。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2. 委員は再任されることができる。

(補 則)

第14条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

第15条 この協定の認可前に既に建築済または工事中の建築物で、この協定の規定に適合しない場合は、当該建築物に対してはこの協定の当該規定は適用しない。ただし、この協定施行後に増築、改築、移転する場合は、当該部分に対して、この協定の当該規定を適用する。

(付 則)

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から効力を発する。
2. この協定書は3部作成し、2部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、協定の市長認可後、その1部を協定者に返却する。

上記の建築協定の締結に同意します。

平成13年 月 日

[土地の表示]

地 番	面 積 (㎡)	備 考
横浜市青葉区桜台 番地		
” ”		

土 地 所 有 者 住 所

氏 名

印

土 地 賃 借 権 者

(又は土地地上権者) 住 所

氏 名

印